

議案第87号

伊丹市共同利用施設平松会館及び伊丹市コミュニティセンター梅ノ木の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市共同利用施設平松会館及び伊丹市コミュニティセンター梅ノ木の指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

施設名	指定するもの
伊丹市共同利用施設平松会館	平松会館管理運営委員会
伊丹市コミュニティセンター梅ノ木	コミュニティセンター梅ノ木管理運営委員会

2 指定期間

令和8年4月1日から令和8年8月31日まで

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田慎也